

施設使用料等の見直しについて

～受益と負担の公平性を確保するための方針～

1 施設使用料の見直しについて

公共施設の使用により受ける行政サービスについては、これまでもその対価として使用料を徴収してきたところですが、本市の使用料は平成 18 年度に見直しを行って以来、据え置きとなっており、公費負担・受益者負担の適正化に向けた見直しが必要となっています。

公共施設などの維持管理にかかる費用は、施設利用のサービスを受ける利用者からの使用料によりその一部を補っています。

利用者から見れば、使用料は当然安価であることが望まれますが、使用料で賄いきれない維持管理経費は、施設を利用していない市民等の税金などで賄われることとなります。

今回の見直しは、施設利用者と施設を利用していない者との負担の公平性や受益者負担の適正化の観点から行うものです。

(1)対象施設

見直しの対象施設は、公民館条例等 26 条例 85 施設 354 区分(部屋等)を対象とします。

なお、その他独自の単価や使用料の算定方法となっているものは各担当部署で見直しを検討することとしています。

(2)今回の見直しの内容

①施設使用料の算定対象経費の見直し

現行の使用料は、施設の施設建設経費(減価償却費)と維持管理経費のみを算定対象としていましたが、見直し後の使用料は、人件費を含めた施設に係る経費の全額を算定対象とします。

現行	施設に係る建設費(減価償却費)及び維持管理経費 【建設費(減価償却費) + 維持管理経費の経常的経費】
見直し後	施設に係るフルコスト <u>人件費</u> + 【建設費(減価償却費) + 維持管理経費の経常的経費】

施設使用料見直し
3つのポイント

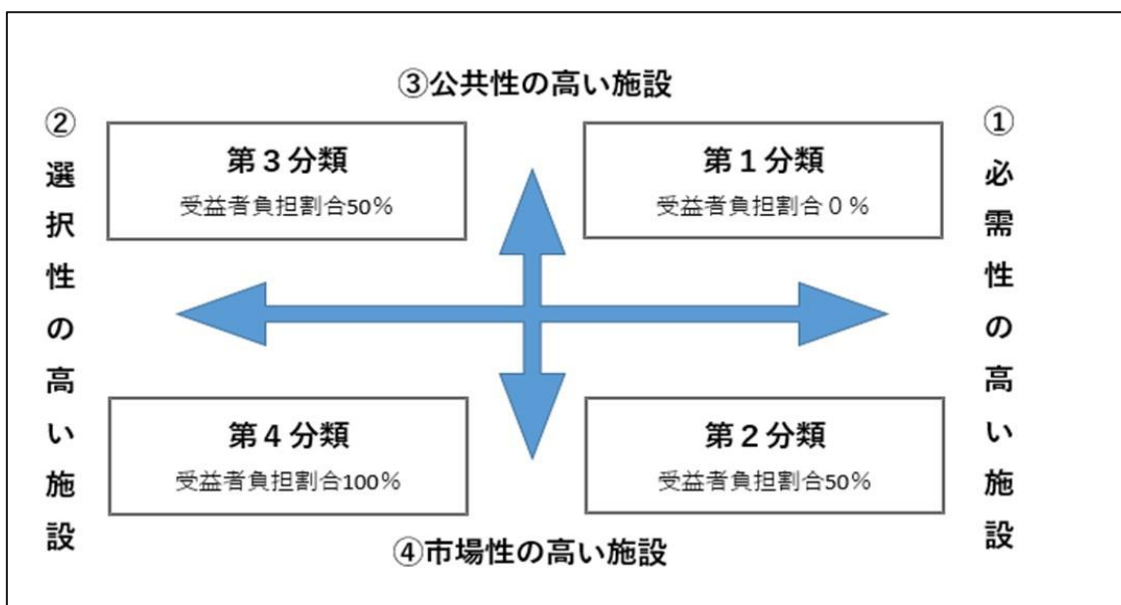


②施設の性質による受益者負担割合の導入

施設を利用形態や機能性の面から、4つに分類し、その分類ごとに受益者負担割合「0%」「50%」「100%」のいずれかを設定します。

なお、今回の見直しは、第2分類と第3分類の施設を対象とするものです。

【受益者負担割合】



第1分類	全額公費負担（受益者負担0%、公費負担100%） 市民生活に不可欠なサービスで行政が提供する必要があるもの 例：小中学校、道路、公園
第2分類	一部公費負担（受益者負担50%、公費負担50%） 市民生活に不可欠なサービスで民間でも提供できるもの 例：福祉施設
第3分類	一部公費負担（受益者負担50%、公費負担50%） 特定の市民を対象とするサービスで行政が提供する必要があるもの 例：公民館、体育館
第4分類	全額受益者負担（受益者負担100%、公費負担0%） 特定の市民を対象とするサービスで民間でも提供できるもの 例：パークゴルフ場、有機センター

③定期的な見直しサイクルの設定

市民ニーズや施設の維持管理等に要する費用の変化を的確に把握し、使用料へ反映させるため、原則として5年ごとに定期的な見直しを行うこととします。

ただし、急激な社会情勢の変化などにより、早急な見直しが必要なときは、随時見直しを行います。

(3)施設使用料の算定方法

①原価：1時間当たりの1㎡使用料

$$= \text{（施設ごとの過去5か年の維持管理経費の平均値} + \text{減価償却費）} \\ \div \text{各施設の貸出総面積} \div \text{使用可能時間}$$

②使用料（1時間当たり）＝ 原価 × 面積 × 受益者負担割合

新算定による見直し後の料金	上限	現行使用料の1.5倍
	下限	200円

【施設Aの多目的ホール（189㎡）の1時間当たりの使用料算定イメージ】

①原価

施設Aの過去5か年の維持管理費の平均値と減価償却費の合計 28,369,595円

施設Aの貸出総面積 696㎡

施設Aの使用可能時間 4,667時間

$$28,369,595 \text{円} \div 696 \text{㎡} \div 4,667 \text{時間} = \underline{8.73 \text{円}}$$

②使用料

原価 8.73円

施設Aの多目的ホールの面積 189㎡

受益者負担割合 50%

$$8.73 \text{円} \times 189 \text{㎡} \times 50\% = \underline{824 \text{円}}$$

※激変緩和措置により現行使用料（500円）の1.5倍を上限とし **750円**

2 施設使用料の減免について

施設の使用料は、その施設を利用され受益を受ける方から等しく負担していただくことで運用しなければならないものです。ただし、例外的に活動内容等が公益性又は公共性が高いもので、その負担を政策的に軽減する必要がある場合には、その全部、又は一部を免除することができるとしています。

施設使用料の減免については、各施設の設置条例において「減免することができる場合」とその「額」について規定しています。

区分	減免割合
市が、主催または共催する場合	免除
学校、幼稚園及び保育所等が利用する場合	免除
社会福祉団体、社会教育団体及び産業経済団体等が利用する場合	免除又は5割減額
その他市長が、必要と認める場合	免除又は5割減額

(1)見直しの対象

各施設の設置条例における「その他、市長が必要と認める場合」の運用については「登米市公の施設の使用料等の減免等に関する規則」及び「登米市公の施設の使用料の減免団体登録要綱」等により、その取扱いについて規定しています。

今回の見直しは「登米市公の施設の使用料等の減免等に関する規則」第2条の規定による対象施設における減免団体や減免割合を改めて整理します。

(2)規則に定める現行の減免団体と見直し方針（抜粋）

減免団体	現行	見直し後
公共団体(市、県)	免除又は5割減額	免除又は5割減額
行政関連団体(行政区会、防災・防犯団体等)	免除	免除
社会福祉団体(社会福祉協議会、母子福祉協会等)	免除	5割減額
社会教育団体(文化協会、体育協会等)	免除	免除（文化協会、体育協会の加盟団体は除く）
地域振興団体(コミュニティ、ライオンズクラブ等)	免除又は5割減額	免除又は5割減額
産業経済団体(観光物産協会、産業振興会等)	免除又は5割減額	5割減額
学校関係等(小・中学校、高等学校等)	免除	免除

- ① 社会福祉団体、産業経済団体の一部については、これまで免除としていましたが、受益者負担の適正化、近隣自治体の状況等を考慮し、公益性や公共性を伴うため、減免割合を5割減額とします。
- ② 市文化協会、市体育協会について、下記のとおり取扱いを見直します。

両協会の加盟団体で、傘下に構成団体を持たない個々の加盟団体については、活動（練習など）の成果が主として、当該団体に留まると考えられることから、見直し後は、減免の対象外となります。

ただし、地区協会、競技協会、部会など、傘下に構成団体を持つ組織については、複数の団体の活動を総括し、活動（大会など）を通じて、文化やスポーツの振興が図られ、公益性や公共性を伴うものと考えられるため、引き続き免除の対象となります。
- ③ 「登米市公の施設の使用料の減免適用団体登録要綱」は、廃止します。ただし、経過措置として、現在の登録期間内は減免の適用を継続し、登録期間経過後、減免の対象外となります。

（3）無償のボランティア活動に係る減免について

これまでの減免制度は、減免団体であるかどうかを基準に適用していましたが、今回の見直しでは、個人や団体であるかを問わず、一定の要件を満たした無償のボランティア活動（公益性や公共性を伴う活動）については、支援を行う必要があると判断し、減免の適用を受けることができる規定を新たに追加します。